

(お知らせ)

令和 6 年 3 月 1 日
防 衛 省

化学兵器の開発、生産、貯蔵及び使用の禁止並びに廃棄に関する
条約に基づく査察の実施について

「化学兵器の開発、生産、貯蔵及び使用の禁止並びに廃棄に関する条約（化学兵器禁止条約）」に基づき、化学兵器禁止機関（OPCW: Organisation for the Prohibition of Chemical Weapons）による陸上自衛隊化学学校に対する査察が実施されることとなりましたので、お知らせします。

1. 査察対象施設：陸上自衛隊化学学校
2. 査察期間：令和 6 年 3 月 4 日（月）～ 8 日（金）
3. 査察団員数：3 名

（参考）陸上自衛隊化学学校は、これまで 12 回の本条約に基づく査察（平成 9 年、11 年、13 年、15 年、17 年、19 年、21 年、24 年、27 年、29 年、令和 2 年及び 4 年）を受けており、申告内容に問題がないことが確認されています。